

高齢福祉課からの連絡事項

令和3年6月16日（水）

あま市 福祉部 高齢福祉課

新型コロナウイルスワクチン接種について

- 問1 通所系サービス事業所内においてワクチン接種を実施する場合の介護報酬等の取扱い
- 問2 通所系サービス事業所内においてワクチン接種を実施する場合の送迎に係る費用について
- 問3 通所系サービス事業所内においてワクチン接種を実施する場合、接種が実施される日に通所系サービスを利用する予定がない利用者について
- 問4 通所系サービス事業所がサービス提供中に、その保有する車両を利用して接種会場まで利用者の送迎を行う場合の介護報酬等の取扱い
- 問5 通所系サービス事業所がその保有する車両を利用して、サービス提供前後の送迎中に、接種会場を經由して利用者の送迎を行う場合の介護報酬等の取扱い
- 問6 ワクチン接種を医療機関以外の接種会場で行う場合でも、居宅要介護者が接種会場まで移動する手段として、訪問介護を利用することは可能か



回答については、介護保険最新情報Vol.963「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第20報）」を確認し、事務の参考としてください。

LIFEに関する加算について

【介護給付費算定に係る体制等状況一覧表提出時の注意】

加算を算定する場合「LIFEへの登録」と「算定する加算」の両方を「あり」で提出してください。

※どちらか一方が「なし」で加算を請求した場合、請求エラーとなります。

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他 該当する体制等					LIFEへの登録	割引				
各サービス共通				地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地	3 5級地					
78	地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護事業所 2 療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員	3 介護職員			1 なし	2 あり	なし	2 あり	
				感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	1 なし	2 あり								
				時間延長サービス体制	1 対応不可	2 対応可								
				共生型サービスの提供 (生活介護事業所)	1 なし	2 あり								
				共生型サービスの提供 (自立訓練事業所)	1 なし	2 あり								
				共生型サービスの提供 (児童発達支援事業所)	1 なし	2 あり								
				共生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所)	1 なし	2 あり								
				生活相談員配置等加算	1 なし	2 あり								
				入浴介助加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ							
				中重度ケア体制加算	1 なし	2 あり								
				生活機能向上連携加算	1 なし	3 加算Ⅰ	2 加算Ⅱ							
				個別機能訓練加算	1 なし	2 加算Ⅰイ	3 加算Ⅰロ							
				ADL維持等加算(申出)の有無	1 なし	2 あり								
				ADL維持等加算Ⅲ	1 なし	2 あり								
				認知症加算	1 なし	2 あり								
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり								
				作業アセスメント・作業改善体制	1 なし	2 あり								
口腔機能向上加算	1 なし	2 あり												
科学的介護推進体制加算	1 なし	2 あり												

軽度者申請書の押印廃止について

年 月 日

あま市長様

居宅介護（介護予防） 支援事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	() -
事業所番号	
担当介護支援専門員	



事業所の押印は不要となりました。

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請について
このことについて、下記のとおり必要書類を添付しますので、軽度者の福祉用具貸与の確認をお願いします。

記

1 対象者（該当する区分に☑チェック）

被保険者番号	氏名	要介護状態区分
		<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1

2 貸与品目等（該当する区分に☑チェック）

対象外種目	貸与が認められる場合	可否の判断基準
<input type="checkbox"/> ア 車いす及び車いす付属品 (1)(2)のいずれか	<input type="checkbox"/> (1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7:歩行「3.できない」
	<input type="checkbox"/> (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※認定調査結果がないため、主治医の意見をふまえて、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防・指定居宅介護支援事業者の判断

【確認事項】

- ・例外申請のため、様式はあま市公式ウェブサイトには掲載しておりません。申請用紙が必要な場合には、介護保険係までお問い合わせください。
- ・従前の様式（印あり）でも受付は行います。
- ・事後申請（既に利用している）の場合でも提出は必要です。提出していない場合には、速やかに提出してください。

負担限度額認定の見直しについて

【所得要件】

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
自己負担 限度額	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税
食費 ※（ ）は月額	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)	1392円 (4.2万円)
居住費 ※特別養護老人ホーム・多床室の場合	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	855円 (2.6万円)
合計	300円 (0.9万円)	760円 (2.3万円)	1020円 (3.1万円)	2247円 (6.8万円)

- ※1 ショートステイにおける食費（日額）については、以下のとおり見直し。
 第2段階：600円【現状より210円増額】
 第3段階①：1000円【現状より350円増額】
 第3段階②：1300円【現状より650円増額】
- ※2 この他、現行1,000万円以下となっている預貯金要件について、以下のとおり見直し。
 第2段階：650万円以下
 第3段階①：550万円以下
 第3段階②：500万円以下

第3段階①	第3段階②
・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円以下 ⇒合計1020円（食費650円+居住費370円）【現状維持】	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 ⇒合計1730円（食費1360円+居住費370円）【現状より710円増額】

令和3年度介護報酬改定において、食費の基準費用額（1,392円/日）については、令和3年8月から1,445円/日（+53円）に引き上げることとされている。

【資産要件：第1号被保険者（第2号被保険者については、変更なし）】

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
【~R3.7.31】 (配偶者無)	2,000万 (1,000万)	2,000万 (1,000万)	2,000万 (1,000万)	
【R3.8.1~】 (配偶者無)	2,000万 (1,000万)	1,650万 (650万)	1,550万 (550万)	1,500万 (500万)

負担限度額認定の見直しについて（続き）

【給付限度】 R3年8月1日以降

	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
食費（ショートステイ）	300円(±0円)	600円(+210円)	1,000円(+350円)	1,300円(+650円)
食費（施設）	300円(±0円)	390円(±0円)	650円(±0円)	1,360円(+710円)
居住費	変更なし			

※限度額は1日当たり。（）内の数字は令和2年の上限金額と比較

介護保険最新情報Vol.960 抜粋

- ◆第一段階を除き、ショートステイの食費上限額が増加（自己負担増）
- ◆第三段階②はどちらのサービスでも食費上限額が増加（自己負担増）
- ◆どの段階であっても居住費上限額に変更はない

高額介護（予防）サービス費の見直しについて

<現行>

収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当（年収約 383 万円以上）	44,400 円

<見直し後>

収入要件	世帯の上限額
課税所得約 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円
課税所得約 380 万円（年収約 770 万円）以上 ～同約 690 万円（同約 1,160 万円）未満	93,000 円
課税所得約 145 万円（年収約 383 万円）以上 ～同約 380 万円（同約 770 万円）未満	44,400 円

※ 一般区分や市町村民税世帯非課税者等の負担限度額は変更なし

※令和3年8月から適用

各種の経過措置について①

【ハラスメント対策の強化】（令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務）
運営基準（省令）において、事業者が必要な措置を講じなければならないことを規定。

○基準 ※訪問介護の例

指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【業務継続に向けた取組の強化】（令和6年3月31日までの間は努力義務）
感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

【感染症対策の強化】（令和6年3月31日までの間は努力義務）
介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。

- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

各種の経過措置について②

【無資格者への認知症介護基礎研修受講の義務づけ】

(3年の経過措置期間を設ける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける)

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、**認知症介護基礎研修を受講**させるために必要な措置を講じることを義務づける。

※全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）が対象

○養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者（介護福祉士資格なし）

⇒ 養成施設については、卒業証明書及び履修科目証明書により事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることが条件として対象外

⇒ 福祉系高校の卒業者については、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外

○認知症介護実践者研修の修了者

⇒ 義務付けの対象外

○認知症サポーター等養成講座の修了者

⇒ 義務付けの対象外とはならない。

○人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者

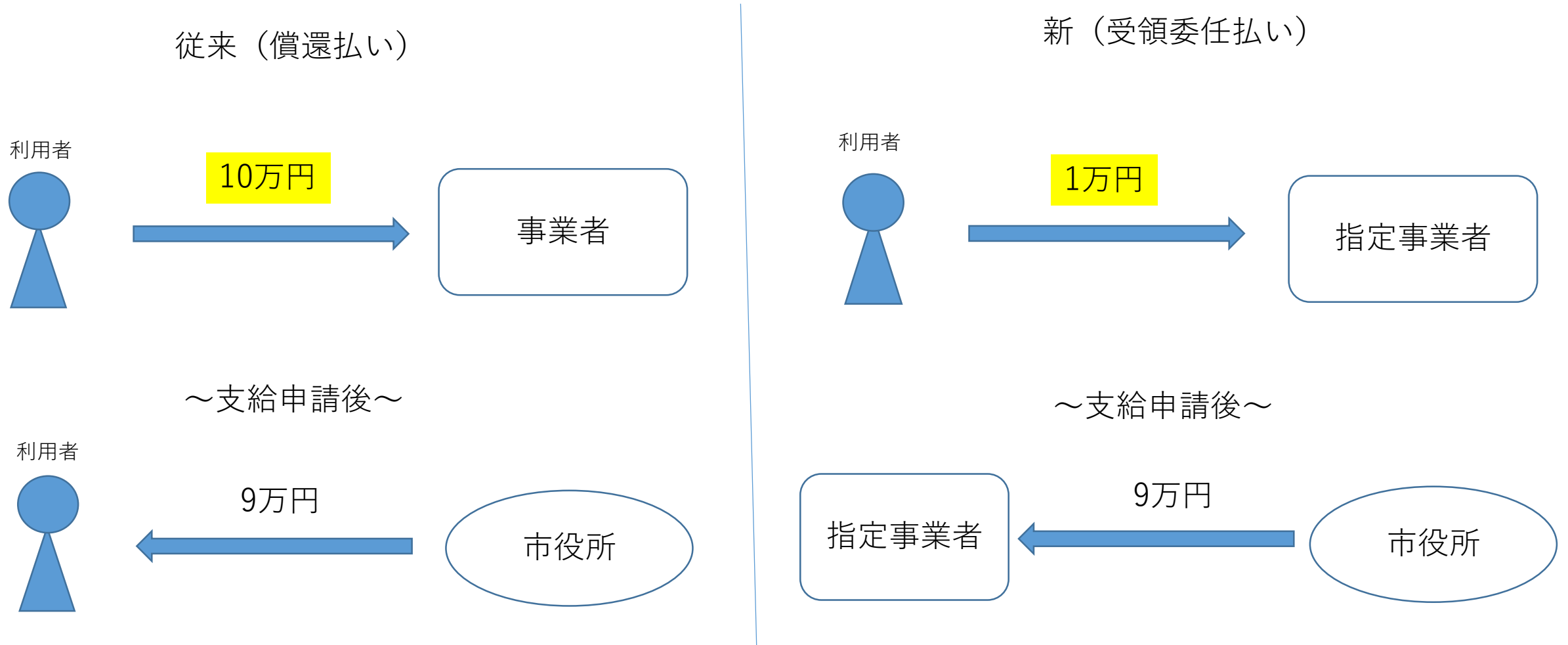
⇒ 義務付けの対象外。ただし、当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。

住宅改修・福祉用具販売 受領委任払制度の開始

- ◆あま市が事前に指定した事業者に関り、令和3年7月1日から受領委任払による申請が可能となります
(指定事業者はあま市公式ウェブサイト・あま市高齢福祉課窓口で確認できます)
- ◆受領委任払制度が導入されることで、被保険者の金銭的負担が軽減されます
- ◆住宅改修の理由書等一部様式変更はありますが、申請方法に変更はありません

住宅改修・福祉用具販売 受領委任払制度の開始（続き）

例：負担割合1割。10万円（税込）の住宅改修をした場合のお金の動き



ご意見・ご質問がございましたら高齢福祉課までご連絡ください。
ご清聴ありがとうございました。